

上下水道料金の納付書が 10月発行分から ハガキ形式に変わります！



いる人で口座振替をご希望の人は、役場上下水道課までお問い合わせください。

「検針のお知らせ」 用紙を変更します！

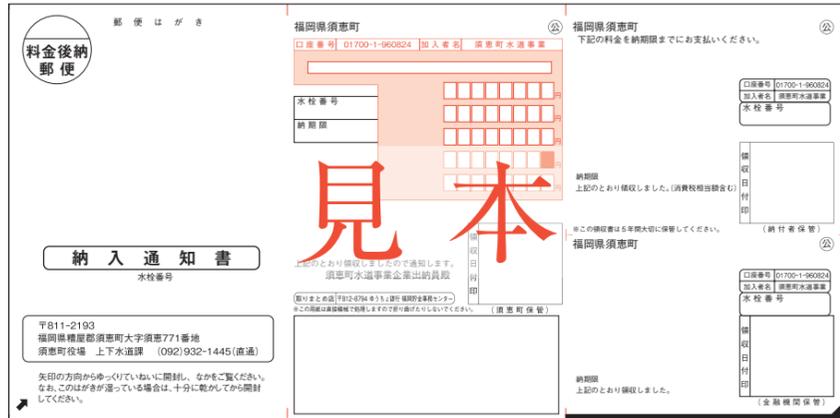
毎月、検針時にみなさんのご家庭に投かんしている「検針のお知らせ」が9月の検針時（9月20日頃）から変更になります。

宅内の漏水などがあれば、この用紙内で確認できますので、漏水などがありましたら、須恵町給水装置指定工事店などにご相談ください。なお、この用紙でのお支払いはできませんのでご注意ください。

▼問合せ先
上下水道課管理係
☎ 932・1445（ダイヤルイン）
☎ 932・1151（内線233）

毎月20日頃検針分の納付書は、翌月の10日頃お送りしていますが、9月検針分の納付書（10月10日頃到着分）から様式が変わります。今までは、封筒に納付書を入れて送っていましたが、圧着式ハガキ形式の納付書に変更して送ります。なお、ハガキが湿っている場合は、十分に乾かしてから開いてください。お支払いはこれまで通り、金融機関または、役場窓口でお願いいたします。現在、納付書でお支払いをされて

9月検針分以降の納付書



検針のお知らせ

上下水道使用水量のお知らせ

給水先住所
大字上須恵771番地
須恵町役場
須恵 太郎 様

平成22年8月分 水検書号 0099999-001
メーター番号 99-9999 口径 013 ㎜
検針番号 0024-01200-000
今回指示数 前回指示数 日メーター水量
① 142㎎ 133㎎ 0㎎
使用水量 ①-②+③ 17㎎
前回水量 17㎎ 前年同月 0㎎
今回検針日 平成22年7月19日
前回検針日 平成22年6月18日
上水道使用料 下水道使用料 合計金額
④ 3,110円 2,250円 5,360円
口座振替予定日 平成22年8月30日
ご連絡係

口座振替上下水道料金領収書

平成22年6月分 振替日 平成22年6月28日
使用水量 19 ㎎
上水道使用料 下水道使用料 合計納入額
A 2,870円 B 2,570円 A+B 5,440円
上記のとおり領収しました。（消費税相当額含む）

須恵町水道事業出納員
須恵町役場上下水道課 TEL 092) 932-1151

証明書など	現行手数料	改正手数料
資産に関する証明書の交付手数料	200円	300円
諸税および公課に関する証明書の交付	200円	300円
印鑑登録証明書交付手数料	200円	300円
住民票交付手数料	200円	300円
戸籍附表交付手数料	200円	300円
その他証明手数料	200円	300円

須恵町手数料条例の 改定のお知らせ

平成22年度6月議会で、須恵町手数料条例を改定し、平成22年10月1日から実施することになりました。この改定で、窓口で証明書などを発行する時は、以下の手数料を納めていただくこととなります。

来年度から使用する教科書が決まりました

第二地区（古賀市・糟屋郡）小学校教科書の採択結果をお知らせします

第二地区（古賀市・糟屋郡）で、平成23年度から使用する小学校の教科書が、次のとおり選定されました。教科書を公正かつ適切に採択するため、第二地区教科用図書採択協議会からの選定結果を受け、須恵町教育委員会が採択されました。

1日から9月30日まで、選定された図書の閲覧が出来ます。なお、閲覧時間は午前10時から午後3時までです。（土日、祝日は除きます。）

▼問合せ先
子ども教育課
☎ 932・1459（ダイヤルイン）
☎ 932・1151（内線245）

犬や猫のふん害は年々増加し、苦情も増えている傾向にあります。その背景には、一部のモラルのない飼い主の存在があります。平成22年6月定例議会において、議員提出議案の「飼い犬・猫のふん害等防止に関する条例」が制定されました。この条例は、飼い主のマナーの向上やふん害などの防止に関する意識の向上を図り、住民の良好な生活環境の維持・環境美化の促進を目的とするためのものです。

この条例では、犬および猫の飼主の責務を明確にしており、条例の規定に違反している場合は、指導・勧告および公表をします。それに従わない場合は、命令となり、この命令に違反した場合は、5万円以下の罰金が科せられます。

この条例の制定により、みんなの迷惑になるふん害や犬の放し飼いを防止し、また動物の望ましい飼い方を考えるきっかけとし、美しい須恵町を目指しましょう。

平成23年度使用小学校用教科書

教科	出版社	教科用図書名（シリーズ名）
国語	東京書籍	新しい国語
書写	東京書籍	新しい書写
社会	東京書籍	新しい社会
地図	帝国書院	楽しく学ぶ小学生の地図帳
算数	啓林館	わくわく算数
理科	大日本図書	たのしい理科
生活	大日本図書	たのしいせいかつ
音楽	教育出版	おんがくのおくりもの
図画工作	開隆堂	わくわくするね みんなおいでよ できたらいいな など
家庭	開隆堂	わたしたちの家庭科
保健	東京書籍	新しいほけん

米トレーサビリティ 制度を導入

「米トレーサビリティ制度」とは、平成21年4月に米穀事業者に対し、米穀の譲り受け、譲り渡しなどに係る情報の記録および産地情報の伝達を義務付けることを目的とした制度です。取引の記録・保存は10月から、産地情報の伝達は平成23年7月からスタートします。

対象事業者は、生産者を含め、対象品目となる米・米加工品の販売・輸入・加工・製造、または提供の事業を行うすべての事業者になります。

●対象品目

米穀（玄米・精米など）、米粉やこうじなどの中間原材料、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留焼酎、みりんなど

◆情報の記録・保存

品名、産地、数量、搬入・搬出などを行なった年月日など、取引先名、搬入・搬出を行なった場所

◆産地情報の伝達

対象品目を他の事業者へ譲渡する場合に、伝票などまたは容器包装などに記載することによる産地情報の伝達が必要です。

▼問合せ先
建設産業課
☎ 932・1151（内線213）